

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月17日
【会社名】	パリュウコマース株式会社
【英訳名】	ValueCommerce Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 飯塚 洋一
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目1番19号
【電話番号】	(03)4590-3600(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 副社長執行役員 最高財務責任者 土田 圭滋
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目1番19号
【電話番号】	(03)4590-3600(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 副社長執行役員 最高財務責任者 土田 圭滋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき平成25年4月17日開催の当社取締役会において、当社の取締役及び従業員に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

イ 銘柄 バリューコマース株式会社 第9回新株予約権

ロ 新株予約権の内容

(1) 発行数

4,000個（新株予約権1個につき1株）

ただし、これは割当予定数であり、下記八記載の割当予定者が新株予約権割当日において、当社取締役、従業員又は当社子会社取締役、従業員たる地位を失っている場合、又は引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、その割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(2) 発行価格

新株予約権1個当たりの発行価額は、708円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。また、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、有利発行には該当しない。

(3) 発行価額の総額

372,832,000円

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする（なお、各新株予約権の目的となる株式の総数は、4,000株が当初の上限となる。）。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額での株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの払込価額（以下、「行使価額」という。）に、対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金92,500円とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権割当日後、当社が合併等を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

平成25年5月2日から平成35年5月1日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成25年12月期から平成30年12月期までのいずれかの期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）又は（b）に掲げる各金額を超過した場合、当該営業利益の水準を最初に充たした期（以下、「達成期」という。）に応じて、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を達成期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 営業利益が1,520百万円を超過した場合

達成期：平成27年12月期まで 行使可能割合：40%
 達成期：平成28年12月期 行使可能割合：30%
 達成期：平成29年12月期 行使可能割合：20%
 達成期：平成30年12月期 行使可能割合：10%

(b) 営業利益が1,750百万円を超過した場合

達成期：平成27年12月期まで 行使可能割合：60%
 達成期：平成28年12月期 行使可能割合：50%
 達成期：平成29年12月期 行使可能割合：40%
 達成期：平成30年12月期 行使可能割合：30%

新株予約権者は、上記（7）に定める（a）又は（b）の条件を充たす前に、平成25年12月期から平成30年12月期のいずれかの期の営業利益が1,000百万円を下回った場合、当該有価証券報告書提出日の前日までに上記（7）に基づいて行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降新株予約権を行使することができない。上記（7）及びにおける営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権割当時から行使時まで継続して当社又は当社子会社の取締役又は従業員（以下、「当社の取締役等」という。）その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。

上記（7）の規定にかかわらず、新株予約権者は、任期満了による退任、定年退職、もしくは雇用期間の満了による退職の場合、又は当社が正当な理由があると当社取締役会の決議（新株予約権者が当社の取締役等の地位を喪失した日の翌日から起算して30日以内に開催される当社取締役会の決議に限る。）で認めた場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始前に死亡した場合で、当社取締役会の決議（新株予約権者の死亡の日の翌日から起算して30日以内に開催される当社取締役会の決議に限る。）で認めた場合は、上記（7）の規定にかかわらず、相続人は、新株予約権者の死亡の日より1年を経過する日と行使期間満了日のいずれか早

い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた新株予約権を行使することができる。新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始後に死亡した場合、上記(7)の規定にかかわらず、相続人は、新株予約権者の死亡の日より1年を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者の相続人が死亡した場合、再度の相続は認めない。

新株予約権者は、新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を行ってはならない。

新株予約権者は、各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の決議による承認を要する。

八 新株予約権の取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社の取締役及び従業員 9名 4,000個(4,000株)

二 勧誘の相手が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

以上